

# 俱知安町事業者支援制度サポート補助金交付要綱

令和3年5月25日  
俱知安町要綱第53号

## (目的)

第1条 この要綱は、国等の事業者支援制度を活用して事業を行う町内の事業者に対し、本町が上乗せ支援を実施することについて、俱知安町補助金等交付規則（平成14年俱知安町規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (交付対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業等事業再構築促進補助金交付要綱に基づき国が交付する事業再構築補助金又は小規模事業者持続化補助金交付規程(規程令2第10号)に基づき国が交付する小規模事業者持続化補助金を令和3年4月から令和4年3月15日までに受給していること

(2) 本町に本店を置いている法人又は本町に住民登録がある個人事業主

## (交付対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、事業再構築補助金又は小規模事業者持続化補助金の補助対象経費のうち当該補助金額を差し引いた自己負担額とする。ただし、この自己負担額に対して他の制度（補助金等）から上乗せ支援を受けている場合は、その額を除いた額とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象経費の2分の1以内(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする)とし、その上限額は次のとおりとする。

(1) 事業再構築補助金を受給した場合 100万円

(2) 小規模事業者持続化補助金を受給した場合 25万円

## (申請期間)

第5条 申請期間は、令和4年3月15日までとする。

## (交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、俱知安町事業者支援制度サポート補助金交付申請書及び実績報告書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業再構築補助金又は小規模事業者持続化補助金の対象経費及び受給が確認できる書類の写し

(2) 振込先口座の通帳の写し

(3) 本人確認書類の写し(交付対象者が個人事業主の場合に限る)

## (交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、要件に適合していると

認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に倶知安町事業者支援制度サポート補助金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(不交付の決定)

第8条 町長は、申請書を受領し、その内容を審査した結果、要件に適合していないと認められたときは、補助金不交付の決定を行い、申請者に倶知安町事業者支援制度サポート補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、第7条に規定する交付決定及び額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた者又は前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付申請に際し、虚偽の事実や不正行為があったとき。
- (2) 申請要件に該当しない状況となったとき。
- (3) この要綱又は町長の指示に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。